

化を図るため、地方公共団体に対し地域外食産業振興育成事業に要する経費の一部を助成した。

(イ) 都府県担当者、地域の外食事業者を対象として、外食産業施策、外食産業の動向等について情報交換等を行う「外食産業地方連絡協議会」を各地方農政局において開催した。

キ 環境対策

生ゴミのコンポスト化を通じた、外食産業と生産者の連携と循環システムを全国的に普及するための活動等を支援するとともに、廃油の有効活用等の取組みを推進するための実証等を行う外食産業廃棄物循環システム支援事業に対して、その経費の一部を助成した。

(6) 食品産業における環境対策の総合的推進

食品産業における環境対策については、食品の生産、流通、消費の各段階を通じた廃棄物の減量化・再資源化に対する取組を促進するため、①環境対策の総合推進②有機性廃棄物利用促進のリサイクルシステムの推進③義務化された産業廃棄物管理票制度の普及啓発④再資源化物利用促進のための情報整備⑤二酸化炭素や廃棄物削減に向けた環境ラベルの推進⑥廃食用油を回収・再利用するリサイクルシステムの構築等総合的な取組を実施した。

また、容器包装リサイクル法の完全実施に向けて適切かつ円滑な施行を図るための調査、法律の内容の普及、再商品化製品の利用システム開発の事業を実施した。

(予算額 3億7,674万2千円)

第4節 消費者行政

1 JAS法改正について

(1) 改正の概要

近年の食品の消費形態の多様化や、味、鮮度、健康、安全性に対する関心の高まり等を背景とした食品の表示の充実強化、有機食品等についての不適切な表示や生産基準の不統一の是正、JAS規格制度についての規制緩和、民間能力の活用、国際整合性の確保等が求められていたことを背景として、また、平成10年12月に決定された「農政改革大綱」において、消費者の視点を重視した食料政策の構築の観点から、食品の表示制度の改善・強化、JAS規格・認証制度等の見直し、有機食品の表示の適正化等を図ることとされた。このような基本的な政策に沿って、平成11年の第145回国会においてJAS法改正が行われたところである。

ア 食品の表示の充実強化

食品の表示の充実強化については、これまで品目を個々に指定して、それぞれについて品質表示基準を定めていたもの（表示対象品目は64品目でこのうち生鮮食品については、ブロッコリー等の野菜9品目について原産地表示）を改め、一般消費者向けに販売されるすべての飲食料品を品質表示基準の対象とし、生鮮食品については原産地、加工食品については原材料等の表示を品目横断的に義務づけるとともに、飲食料品の各品目の特性に応じて、追加的な表示ルールについて定めている。

また、平成9年より食品表示問題懇談会において検討してきた遺伝子組換え食品の表示については、平成11年8月に報告書が取りまとめられ、JAS法に基づく品質表示基準として組み換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が食品中に存在するものについて義務表示を導入することとした。

イ 有機食品の検査認証・表示制度の創設

有機食品（生産又は製造の方法に特色がある農林物資のうち、一般消費者を保護するためその表示の適正化を図る必要があるもの）については、その生産又は製造の方法について検査認証を受けたもののみに「有機」の表示を付して、一般消費者向けに流通する仕組みを整備した。

ウ JAS規格制度の見直し

JAS規格制度の見直しについては、

(ア) 5年ごとに既存の規格を見直すことを法定化し、不要となった規格の廃止等を積極的に進めるとともに、規格制定等の際に国際規格を考慮すること

(イ) 事業者自身による格付及び格付の表示のための仕組みの導入

(ウ) 登録格付機関等への民間能力の活用等の見直しを行った。

2 食品表示の適正化

(1) JAS 制 度

ア JAS規格

平成11年度における日本農林規格の主な制定、改正の状況は、表の通りである。

JAS規格は平成11年度末で102品目353規格である。

表10 平成11年度における主な日本農林規格の制定、改正の状況

品目	告示年月日	告示番号
ジャム類(一部改正)	11. 6. 21	840
構造用合板(一部改正)	11. 6. 21	850
有機農産物(制定)	12. 1. 20	59
有機農産物加工食品(制定)	12. 1. 20	60

イ・品質表示基準

平成11年度末の品質表示基準の数は64である。

ウ・JAS制度の海外開放

平成11年度は外国製造業者の37工場について新たに承認・認定を行い、外国承認・認定工場の数は合計404工場となった。

また、外国承認・認定工場に係る格付を行うための検査データを作成する指定外国検査機関(FTO)は14機関となっている。

エ・監視体制の整備

JAS制度の適正な運用を期すため、全国8か所の農林水産消費技術センターにおいて、市販品検査及び店頭調査を実施し、品質表示基準の遵守状況をチェックするとともに、JAS登録格付機関及び承認・認定工場(外国承認・認定工場を含む。)の実態調査を行い、JAS業務の適正化及び品質管理の徹底について指導監督するとともに、工場等の品質管理担当者に対する講習等を行った。

オ・JAS制度の普及啓発

11月をJAS普及推進月間と位置づけ、この期間中に普及啓発用ポスター・パンフレットの作成、JAS普及啓発展を開催した。また、JAS製品を優先的に展示・販売する店として認定された「JAS協力の店」等を拠点に、JAS製品についての消費者に対する啓発等を行い、JAS制度の普及推進を図った。

(2) 地域食品の品質向上

豆腐、こんにゃく、納豆、かまぼこ等の地域食品の品質向上に資するための地域食品認証制度(実施主体は都府県)を実施した。

(3) 地域食品振興対策事業

近年の輸入品の増大、消費者ニーズの多様化・高度化に対応し、特色ある地域特産品を差別化し、その製造・販売を振興するため、都道府県が基準の策定を行い、その基準に適合した食品に統一的な認証マークを付する地域特産品認証制度を創設し、都道府県に対する助成を実施した。また、地域特産品の生産振興と利用拡大に関する施策を総合的に推進し、広く関係者が参加する取組を支援した。なお、平成11年度末までに、21都府県で222品目の基準が策定されている。

(4) 国際食品規格委員会(コーデックス委員会)

コーデックス委員会は昭和37年にFAO及びWHOにより設置された国際的な機関であり、165カ国の加盟の下に国際食品規格の作成等を行っている。我が国は11年度において、食品添加物・汚染物質部会、食品表示部会、残留農薬部会、一般原則部会、食品衛生部会等に出席し、規格作成の討議に参画するとともに、各規

格作成のステップに応じ、それぞれ必要な意見を提出した。

(5) 加工食品の原料原産地表示について

消費者は、加工食品の原材料についての情報や購入する商品の品質に関する情報を強く望んでおり、加工食品の原材料の原産地表示についても、特定の品目について要望が強い。他方、加工食品については、原料の供給先が特定されないこと等から、その原材料の原産地表示は、技術上あるいはコスト上困難な面があるという指摘が製造業者からなされている。

このため、平成11年3月より加工食品の原料原産地表示検討会を設け、品目毎の製造・流通の実態等を踏まえた検討を行い、平成12年3月に報告が取りまとめられ、原料原産地表示を行うべき品目選定の視点等、原料原産地表示のあり方が提言された。

3 食品の安全性の確保

腸管出血性大腸菌O157による集団食中毒の発生や輸入食品の増大等により、食品の安全性に対する消費者の関心が高まっており、食品の安全性を確保していくことが重要な課題となっている。

このため、食品の製造・流通・消費段階及び外食店舗におけるHACCP方式の考え方を導入したガイドラインの策定、食品企業の製造過程の管理の高度化に対する総合的な支援、消費者相談対応マニュアルの策定を行った。また、消費生活センター等と農林水産省との情報伝達体制の整備と消費生活センター等における原因究明及び安全性チェック体制の整備、農林水産消費技術センターにおける微量物質等の分析体制の充実によるモニタリング体制の整備、安全性確保技術の開発・実用化及び中小食品工場における製造工程のトラブルの未然防止と是正のためのシステムの開発等を実施した。

4 食料消費・食生活に関する消費者啓発及び情報提供

現在の我が国の食生活は、海外からの食料輸入の増大に加え、食の外部化や生活様式の多様化が進展し、飽食とも言われるほど豊かなものになっている中で、脂質の摂り過ぎ等の栄養バランスの偏りや、食料資源の浪費等の諸問題が顕在化している。

このため、農林水産省においては、健康・栄養面では厚生省、また、子どもたちへの食に関する指導の面では文部省と共同して、栄養バランスの改善や食生活面での無駄・廃棄の減少を含めた10項目からなる食生活指針を平成12年3月23日に策定した。さらに、この

指針の推進につき翌24日に閣議決定がなされ、関係省庁一体となって取り組むこととされた。

食生活指針の普及・定着については、今後、以下のような事業を更に強化しつつ、厚生省や文部省とも協力し、「食を考える国民会議」の活動、保健所・保健センターを通じた取組及び学校教育や保健所・児童館における食に関する教育などにより、国民の理解と実践を働きかけていくこととしている。

(1) 食生活改善等調査分析事業

食生活指針や指針の普及実践活動などの検討に資するため、海外文献による調査を実施するとともに、食生活に関する総合的なデータベースを構築することとし、パソコンで利用可能な形態でのデータ蓄積を民間団体に助成して進めた。

(2) 食と農の連携強化推進事業

消費者と生産者が食生活や農業についての情報交流等を図るため、全国規模において、中央推進協議会及び食と農の応援団シンポジウムの開催、情報誌の発行等を行う事業を民間団体に助成して実施した。また、地域に根ざした実践活動を支援するため、地域の消費者リーダー研修会、消費者と生産者との交流会の実施等について13都道県に助成した。

(3) 食を考える国民会議推進事業

食生活を見直す国民的運動の展開により消費者の食に関する意識を喚起するため、食の生産・流通・加工・消費・栄養・教育関係の団体・企業等から構成される「食を考える国民会議」を設置するとともに、設立会議・記念講演の開催、会員募集及びシンボルマークの公募等を行った。

(4) 全国食文化交流プラザ事業

全国の食生活関連団体、企業、生産者、消費者等が一堂に会し、相互に交流を図りつつ、新たな食文化創造に向けての各種の提案を行う場として、第9回全国食文化交流プラザを千葉県において開催し、国際食文化シンポジウム、新食生活コンクール、公開研究会等を実施した。

(5) 食料消費食生活改善情報提供事業

全国の主要都市の民間テレビ局をネットし、健康的で豊かな食生活の実践に資するため、食料品に関する知識及び消費の改善等を中心に企画編集したテレビ番組を放映して広く消費者を啓発した。

(6) 環境にやさしい食生活地域実践活動支援事業

環境にやさしい食生活の実践のための啓発資料の作成配布のほか、地域の消費者団体等の実践活動を支援した。

(7) 高齢者・視覚障害者食生活環境改善対策事業

高齢者・視覚障害者の食生活改善のため、食生活情報を提供するとともに、買物や外食がしやすい食生活環境づくりを推進した。

(8) 「消費者の部屋」特別展示

本省、地方農政局、農林水産消費技術センター及び食糧事務所等の「消費者の部屋」等において、引き続き各種資料の展示等やテーマを定めた「特別展示」により、食料消費、食生活等についての情報提供、消費者啓発を行った。

5 消費者対応体制の整備等

(1) 消費者相談処理体制の整備

消費者相談の窓口として、本省、地方農政局、農林水産消費技術センター及び食糧事務所等の「消費者の部屋」等の充実を図るとともに、本省の「消費者の部屋」と地方機関の「消費者の部屋」を結ぶ消費者相談情報ネットワーク（光ファイリングシステム等による地方との連携）の活用により効率的な相談対応を行った。

また、消費生活センターの職員等を対象に消費者苦情相談を処理するために必要な知識及び技術に関する研修を実施するとともに、食料品の商品テスト技術に関する情報交換等を目的として通商産業省と共に連絡会議を開催した。

(2) 子ども相談電話における対応等

子どもたちが食や農林水産業等について疑問に思うことを気軽に相談できるよう、本省の「消費者の部屋」に設置されている子ども相談電話における対応を行うとともに、子どもたちの「消費者の部屋」への訪問を積極的に受け入れた。

(3) 消費者の意向の行政への反映

全国の主要都市に食料品消費モニター（全国で1,021名）を設置し、消費者の意見・要望等を常時把握するとともに、消費者と行政との懇談会を中央及び地方において実施した。

第5節 砂糖類対策

1 砂糖の需要及び価格の動向

(1) 砂糖の需給

我が国の砂糖の需要量は、平成3年までは260万t台でほぼ横ばいで推移してきたが、平成4年以降加糖調製品の輸入の増加、消費者の低甘味嗜好等を背景として消費が減少の一途をたどっており、平成10砂糖年度

(10年10月～11年9月)の需要量は231万tとなった。

これに対する供給量は、てん菜糖、甘しゃ糖を合わせた国内産糖が86万t、輸入甘しゃ糖が147万tとなっていいる。

国内産糖の産糖量については、てん菜糖は、単収が前年を大きく上回り、68万t(対前年4万t増)となった。一方、甘しゃ糖は、台風等による被害が少なく、生育が比較的良好であったため、分みつ糖で17万t(対前年1万t増)、含みつ糖で1万t(前年同)となった。

(2) 糖価の動向

国際糖価は世界の在庫率の上昇などを受けて前年度に引き続き低水準で推移し、平成11年4月下旬にはニューヨーク相場(粗糖、現物)で4.79セント／ポンドまで下落した(5セント下回る価格は59年以来15年ぶり)。

10砂糖年度平均のニューヨーク相場(粗糖、現物)は、ポンド当たり7.05セントとなった(前年度10.80セント)。

一方、国内糖価は、国際糖価の影響はあるものの、平成6年4月以降、三次にわたる粗糖関税の引下げ等により、近年は低下傾向で推移してきており、10砂糖年度における卸売価格はkg当たり136円(東京市中相場)となった。(前年度146円)

2 糖価安定法の運用状況

「砂糖の価格安定等に関する法律」(昭和40年法律第109号。以下「糖価安定法」という。)の運用に当たっては、砂糖及び異性化糖の生産・流通・消費各方面的関係者からなる甘味に関する協議会に諮った上、年間及び各四半期ごとの砂糖及び異性化糖の需給見通しを策定し、砂糖及び異性化糖の需給の適正化に努めた。

3 砂糖類の価格安定

(1) 安定上下限価格等

11砂糖年度に適用される安定上下限価格等については、糖価安定法第3条、第10条、第18条の2及び第18条の6の規定に基づき、次のとおり定められた。

なお、国内産合理化目標価格は平成12年3月31日に粗糖関税の撤廃に伴い改正され、4月1日から施行された。

安定上限価格	t当たり 15万3,300円
安定下限価格	t当たり 2万0,200円
国内産糖合理化目標価格	t当たり 14万2,000円

(11年9月14日農林水産省告示第1206号)

国内産糖合理化目標価格	t当たり 15万2,000円
-------------	----------------

(平成12年4月1日より施行)
(12年3月31日農林水産省告示第545号)

調整率	33.29%
(11年9月14日農林水産省告示第1207号)	
異性化糖調整基準価格	t当たり 17万5,140円
(11年9月14日農林水産省告示第1208号)	
異性化糖調整率	11.19%
(11年9月14日農林水産省告示第1209号)	

(2) 最低生産者価格

11年には種されたてん菜の最低生産者価格については、糖価安定法第21条の規定に基づき、基準糖分が16.7度以上17.0度以下のものに対応する最低生産者価格がt当たり1万6,770円とされるとともに、糖分格差が0.1度につき140円と定められた(11年10月26日農林水産省告示第1340号)。また、11砂糖年度に収穫されるさとうきびの最低生産者価格は、糖価安定法第21条の規定に基づき、基準糖度が13.1度以上14.3度以下のものの価格としてt当たり2万140円とされるとともに、糖度格差が0.1度につき130円とされた(11年11月15日農林水産省告示第1512号)。これらの最低生産者価格のほかに、てん菜については、昨年に引き続き、てん菜糖低コスト化推進費がt当たり190円が措置された。また、農家所得の確保、生産性向上に努力する農家の支援のため、てん菜糖企業の支援により基金が造成された。

また、さとうきびについては、高品質さとうきびの安定生産に向けた生産者の取組みを早急に強化するため、「さとうきび高品質安定生産対策費」がt当たり350円措置され、その一部がさとうきび・糖業再活性化事業費に充てられることとされた。

また、新たに「さとうきび受託組織支援緊急対策費」として、砂糖類生産流通合理化等助成対策事業(30百万円)を実施した。

(3) 国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入価格

糖価安定法第22条及び第27条の規定に基づき、10砂糖年度に適用される国内産糖及び国内産ぶどう糖の農畜産業振興事業団買入価格は、次のように定められた。
てん菜糖 t当たり 16万8,410円
(11年10月26日農林水産省告示第1340号)

甘しゃ糖 鹿児島県産	t当たり 26万3,970円
沖縄県産	t当たり 26万2,605円

(11年11月15日農林水産省告示第1513号)

なお、てん菜のてん菜糖低コスト化推進費(190円/t)並びにさとうきびの高品質安定生産対策費(350円/t)は、農畜産業振興事業団買入価格に織り込んである。
ぶどう糖

無水結晶ぶどう糖	t当たり 21万3,150円
含水結晶ぶどう糖	t当たり 19万1,835円
全糖ぶどう糖	t当たり 18万6,795円

(10年11月10日農林水産省告示第1506号)

なお、ぶどう糖については、農畜産業振興事業団による売買は行われなかった。

4 新たな砂糖・甘味資源作物政策大綱

食料・農業・農村基本法及び農政改革大綱に即して、砂糖・甘味資源作物政策に係る施策を見直し、「新たな砂糖・甘味資源作物政策」を推進することとする。

(1) 基本的な方向

ア 国内甘味資源作物・国産糖の位置付けにかんがみ、砂糖の自給率目標、甘味資源作物の生産努力目標等について、食料・農業・農村基本法に基づき策定される食料・農業・農村基本計画に盛り込むこととする。

イ 輸入糖と国産糖の価格調整を行う仕組み、国産糖への助成を行う仕組み等の現行の基本的な枠組みを維持する。

(2) 経営安定の確保

ア 甘味資源作物について、最低生産者価格制度を維持する。その算定については、需給事情等を踏まえた適切な経営判断が可能となるようにするとともに、再生産が確保され、生産者の生産性向上、品質向上の努力を促進し、かつ、その努力が報われるような仕組みとする。

イ 国産糖に対しては、調整金と交付金により助成を行う。

ウ 国産原料糖（甘しあ糖及びてん菜原料糖）について、入札の仕組みを導入する。導入に当たっては、関係者の協議機関を設置する。

(3) 砂糖の価格競争力の強化と需要の維持・拡大のための取組

ア 砂糖の卸売価格について、20~30円/kgの引き下げを目指す。関係者の取組を支援するため、粗糖関税の見直し、糖価安定資金の活用等の対策を検討する必要がある。

イ 国産糖分野の取組の推進

(ア) 関係者は地域の実態に応じ、生産の合理化、役割分担の見直し、効率的な生産・出荷体制の構築等を協議の上で計画的に推進する。

(イ) 糖業振興臨時助成金及び含みつ糖価格差補給金について、改善を検討する。

(ウ) 甘味資源作物の生産性の向上等による生産コスト低減を図るための施策を推進する。

(エ) 国産糖企業は、再編・合理化を進め、集荷製造経費の縮減に努力する。

ウ 精製糖企業は、再編・合理化を進め、製造販売経費の縮減に努力する。

(4) 砂糖消費の拡大

ア 消費者に対して砂糖に対する誤解を解くとともに、消費を拡大するための関係者・行政の取組を積極的に展開する必要がある。

イ 加糖調整製品への対応については、積極的に取り組む必要があり、関係者で対応策を検討する必要がある。

(5) 法律の改正

砂糖の価格安定等に関する法律、農畜産業振興事業等の見直しを行う。

5 いも、でん粉対策

(1) でん粉の需給

10でん粉年度（10年10月～11年9月）におけるでん粉の需要量は、299万8千t（前年度300万3千t）となった。

また、供給については、国内産いもでん粉の生産が甘しあでん粉9万3千t（前年度8万t）、馬鈴しあでん粉が24万2千t（前年度26万t）となり、これに国内産でん粉の前年度繰越1万7千t、コーンスターチ254万6千t（前年度253万3千t）、輸入でん粉11万t（前年度10万8千t）、小麦でん粉2万8千t（前年度3万t）を加えたでん粉の総供給量は、303万6千t（前年度302万t）となった。

(2) いも、でん粉対策

ア 農産物価格安定法（昭和28年法律第225号）第5条第1項の規定に基づき、11年産の原料用甘しあ及び馬鈴しあの原料基準価格並びにこれらの作物を原料とするでん粉等の買入基準価格は、次のとおり定められた。

(11年10月20日農林水産省告示第1325号)

(ア) 甘しあ及び馬鈴しあの原料基準価格	
甘しあ	t当たり 2万5,278円 (前年度 2万5,334円)
馬鈴しあ	t当たり 1万4,050円 (前年度 1万4,150円)
(イ) 買入基準価格	
甘しあ生切干	t当たり 9万9,015円 (前年度 9万9,698円)
甘しあでん粉	t当たり 13万9,367円 (前年度 14万 322円)
馬鈴しあでん粉（精粉）	t当たり 10万9,169円 (前年度 11万1,164円)
馬鈴しあでん粉（末粉）	t当たり 10万8,189円 (前年度 11万 184円)
イ また、甘しあの取引指導価格を31,520円/t（う	

ち奨励金5,997円／t)と定めた。

ウ 国内産いもでん粉については、その需要の確保と価格の安定を図るために、コーンスターーチ用とうもろこしの関税割当制度の運用による抱き合せにより消化に努めた。

(3) ぶどう糖の生産及び価格の動向

10砂糖年度におけるぶどう糖の生産量は10万7千t(うち、規格ぶどう糖7万8千t)であり、価格は109.2円／kg(含水結晶ぶどう糖、東京市中相場)であった。

(4) 異性化糖の生産及び価格の動向

10砂糖年度における異性化糖の生産量は76万t(標準異性化糖ドライベース)であり、価格は77.1円／kg(果糖55%もの、東京市中相場)であった。

第6節 食品油脂行政

1 加工食品

(1) 調味料(みそ、しょうゆを除く)

ア 食酢

平成10年度の食酢類の生産量は42万600kℓであり、前年と比較して0.9%増加した。このうち醸造酢は41万6,900kℓで全体の99.1%を占めている。

なお、総務庁家計調査によると食酢類の1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、平成10年は2.57ℓと前年に比べ1.1%増加した。

イ ソース類(たれ類含む)

10年度のソース類の生産実績は、48万2千kℓで、前年度に比べ1.7%増加している。種類別にはウスター・ソース3万8千kℓ(前年比9.7%減)、中濃ソース3万2千kℓ(同1.8%減)、濃厚ソース3万7千kℓ(同8.4%増)となっているほか、タルタルソース、中華ソース等の専用ソースが増加している。また、たれ類は5.0%増であった。

なお、総務庁家計調査によると、ウスター・ソース類の1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、平成10年は1.78ℓと前年に比べ3.8%増加した。

ウ ドレッシング類(ドレッシング、マヨネーズ)

10年のドレッシング類の生産量は、35万1千tで前年に比べ0.7%増加した。このうちマヨネーズは23万1千t(前年比1.2%増)となっている。

近年、食生活の多様化の進展する中でマヨネーズ以外の液状ドレッシング等の需要が伸びている。総務庁家計調査によると、マヨネーズ・ドレッシングの1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、平成10年には4.58kg(前年比1.1%増)となっている。

エ カレー及びからし粉

10年度のカレー生産量は、10万2千tで前年と比べ2.9%の減となった。このうちカレー粉は約5.4千t、カレールウは9万7千tであった。

なお、総務庁家計調査によると、カレールウの1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、平成10年は1.97kgと前年に比べ4.2%減少した。

10年度のからし粉の生産量は、12,360tで前年度(11,654t)に比べ6.1%増加した。

オ グルタミン酸ソーダ

10年のグルタミン酸ソーダの生産量は、前年比4.0%増の約8万6千tであった。うち、国内販売量は、約8万tで前年比0.8%の増加であり、輸出量は734tと10.5%の減少となっている。

一方、輸入量は、発酵法の国際的な普及により、韓国、インドネシア等での生産量が増加しているのを受け、年々増加していたが、10年は前年比4.8%減の約3万5千tとなっている。

(2) 清涼飲料

ア 企業概況

清涼飲料製造業の大部分は、中小飲料メーカーであるが(10年末現在総企業数800社のうち中小企業は約8

表11 調味料の生産量の推移

種類	単位	8年度	9年度	10年度		
				生産量	前年比(%)	企業数(社)
食ソース類	千kℓ	409.5	416.9	420.6	100.9	約280
	"	453.8	473.7	481.9	101.7	約210
*ドレッシング類	千t	341.4	348.2	350.7	100.7	10
カレー	{カレー粉 カレールウ	5.2 102.2	5.1 100.0	5.4 96.7	104.9 96.7	60
*グルタミン酸ソーダ	"	80.8	82.4	85.6	104.0	7
からし粉	"	11.3	11.7	12.4	106.1	17

(注) 1 *は曆年であり、その他は会計年度である。

2 資料：食品流通局食品油脂課調べ。

割を占めている。), これらは外資系及び国内大手飲料メーカーのマスセールスの攻勢に圧倒され, 年々その市場占有率の縮小を余儀なくされている。このため, 大手メーカーと競合する製品を避け, ラムネ及び一部のサイダー, 果実水等の生産を行っているが, 経営の悪化等により企業は減少している。

イ 需要動向

清涼飲料の需要は, 近年, 自動販売機の普及等を背景にまた, 茶系飲料ブーム, 500mlペットボトル製品の出回りから順調に生産を伸ばしてきている。

11年については, 生産量は4.8%増の15,167千kℓと高水準を維持した。

ウ 中小企業対策

清涼飲料業界の構造は, 寡占化が進み, コーラ飲料等生産量の多い商品群については, 大企業による独占的状態が定着している。

一方, 中小企業は焼酎割用飲料などの新製品開発による活路開拓に努めているが, 企業間の販売競争は一段と熾烈化し, その経営基盤は脆弱化している。このような状況に対処し, 業界の近代化を図るため, 清涼飲料製造業については, 設備近代化資金の対象業種の指定を延長した。

エ 環境問題への対応

平成3年4月26日に公布された「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づき, 飲料容器に用いるスチール缶, アルミ缶及びPET容器の材質識別表示が義務付けられている。

また, 「容器包装リサイクル法」が平成9年4月から本格施行となり, ガラス瓶, ペットボトルについて再商品化が義務づけられることとなった。

オ 食品容器環境美化対策

空かん等飲料容器の散乱が社会問題になったため48年から民間団体を指導して, 空かんの投げ棄て防止等消費者モラルの向上を図ってきたところであるが, 更に一層の推進を図るために, 57年4月, 社団法人食品容器環境美化協会を設立し, この団体を通じ, 一般消費者への普及啓発を図るとともに平成9年度は小型ペットボトルも加えて飲料容器の散乱防止方策の検討を行っている。

表12 主な清涼飲料の年次別生産量の推移

	(単位: 千kℓ)			
	9年	10年	11年	11/10
茶系飲料	3,876	3,990	4,057	101.7%
炭酸飲料	3,006	2,853	2,892	101.4%
コーヒー飲料	2,568	2,562	2,600	101.5%
果実飲料	1,814	2,056	2,214	107.7%

(3) コーヒー

ア 企業概況

レギュラーコーヒー製造業は, 明治初期から発展してきた産業であるが, 比較的小資本による経営が可能なことから, そのほとんどは中小零細企業で占められ, 現在400企業が操業している。

この業界は, 43年に中小企業近代化促進法による業種指定を受け49年まで設備の近代化, 合理化を行い6工場で共同焙煎工場の設立をみると相応の効果を挙げたが, 未だその経営基盤は弱い。

一方インスタントコーヒー製造業は, 35年から生産が開始された比較的新しい業種であり, 現在3企業が操業している。しかし, その生産量のほとんどは外資系2社に集中している。

イ 供給状況

我が国のコーヒー豆の輸入は30か国以上に及んでおり, その主要国は, ブラジル, コロンビア, インドネシア等である。なお, 11年の輸入量は, 国際相場が低位に推移したことから対前年比9.3%増の36万3,418tと史上最高の輸入量となった。

インスタントコーヒーの11年の輸入は, 12か国から前年減の6,569tとなった。主要国は, ブラジル, コロンビア, エクアドル等である。

また, コーヒーエキスの輸入は, 主な用途であるコーヒー飲料の原料としての需要が減ったことから過去のピーク時よりも大幅に減少している。

なお, コーヒーの国際相場は, 89年国際コーヒー協定の経済条項が停止して以来, 市場に加盟輸出国の在庫が流出したため, 価格は1ポンド当たり0.50ドル台という70年代初頭以来の低水準で推移していた。しかし, 94年には世界最大の生産国であるブラジルにおける霜害に伴い価格は急騰し, 同年9月には1ポンド当たり2ドル以上の高値を記録した。その後生産量は回復し, 価格も1ポンド当たり1ドル前後の水準で推移したが, 97年にはブラジルにおける霜害を予想した投機の動きなどから再び価格は急騰し同年5月には1ポンド当たり1.8ドルを記録した。その後はブラジルをはじめとする各生産国が高い生産水準を保っていることもあり, 価格は1ポンド当たり1ドル以下の低水準で推移している。

ウ 需要動向

レギュラーコーヒーの需要は, 主として喫茶店, ホテル, レストラン等業務用であったが, 年々家庭用(約5割強), 特に軟放材を使ったバックコーヒー, いわゆる袋詰めコーヒーが伸びている。

表13 コーヒー供給量（輸入量）の推移

	9年	10年	11年	11/10	(単位:t)
生豆	325,233	332,386	363,418	109.3%	
いったコーヒー	1,795	1,580	1,817	115.0%	
インスタントコーヒー	5,945	6,923	6,569	94.9%	
エキスエッセンス	20,056	13,570	14,329	105.6%	

インスタントコーヒーは、そのほとんどが家庭用(9割強)である。

全体の需要傾向としては、原料高による製品価格の値上げが消費に影響を与えた。輸入の大半を占めるコーヒー生豆の消費量は36万3千t(11年)であり、その内訳はインスタントコーヒー用8万3千t、レギュラーコーヒーその他用26万tと推計されている。

エ 国際コーヒー協定

(ア) 協定の目的

コーヒーの貿易に関する国際協力を通じ、消費者にとって公正な、また生産者にとって採算がとれる水準にコーヒー価格を安定せしめ、世界のコーヒー需給の合理的均衡を図るとともに、発展途上にあるコーヒー生産国の経済の発展に寄与することを目的とする。

(イ) 経緯

1962年に協定が成立し、以降68年、76年、83年協定と引き継がれてきた。これらの協定はいずれも、輸出国には輸出割当、輸入国には加盟国以外からの輸入の制限を課すとの経済条項を通じて、一定の価格帯内に国際市況を維持しようとするものであった。

ところが、80年代後半になると協定加盟国市場と非加盟国市場の間での二重価格問題が発生したため、89年7月に輸出割当制度等の経済条項が停止され、83年協定は94年9月まで経済条項停止のまま4度延長された。

この間、92年4月に市場志向型の新協定の交渉を行うことに合意がなされ、以降7回の交渉会合等が行われたが、自由市場に近い制度を指向する米国を中心とする消費国とより高い価格水準を保証する制度を求めるブラジル等の生産国で意見が対立し、93年3月で交渉は決裂し、93年9月には米国が協定を脱退するに至った。

その後、93年10月の理事会以降、再び新協定策定の交渉が再開され、94年3月の理事会で、経済条項抜きの新協定(94年協定)が成立した。

なお、我が国は、コーヒー生産国に対する国際協力、安定価格における安定供給の確保の観点から協定に参加してきており、94年協定についても95年(平成7年)5月より正式加盟をした。

同協定については99年7月の理事会で有効期間の2年間の延長が決議され、我が国は同年12月に正式に受諾している。

(ウ) 94年協定の主な内容

輸出割当制度等の経済条項のないものであり、統計の整備、情報交換が中心となる。

なお、交渉の過程で、生産国は、一定の条件を満たせば輸出割当等の経済条項が自動的に導入される案を主張したが、消費国が反対し、結局第30条に「理事会は、コーヒーの需給を均衡させる措置を含む新しい協定の交渉の可能性について検討することができる」との規定を置くこととなった。

オ 表示に関する公正競争規約

「不当景品類及び不当表示防止法」第10条の規定に基づく「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」が平成3年11月27日付けて告示され、平成5年5月28日から施行されている。

コーヒーの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的として定められている。

カ 環境問題への対応

身の回りの環境問題に関する民の関心の高まりを背景として「再生資源の利用の促進に関する法律」が施行され、第二種指定製品である飲料缶の材質識別表示に準じて、レギュラーコーヒー缶にあってはスチール缶である旨の識別表示の導入を平成5年5月28日以降自主的に表示することとしている。

また、コーヒー豆の抽出粕の再資源、再利用等についても検討することとしている。

(4) 菓子類

ア 11年における菓子類の国内生産量は、景気の低迷による消費の不振等により、チョコレート(前年比5.3%増)など一部の品目は増加したが、ガム(同2.0%減)、和菓子(同3.5%減)、洋菓子(同4.9%減)、油菓子(同2.5%減)などが減少したことから平成10年に比べ、198万6,300t(前年比1.3%減)と前年をわずかに下回った。

また、生産額は2兆4,340億円と前年比0.9%の減少となった。

一方、11年における輸入量は、6万5,935t(前年比0.8%増)となり、輸入額は約340億円(同7.5%減)となった。品目別には、チョコレート菓子、砂糖菓子、キャンデー類、ビスケット類の4品目で菓子類の輸入量の約5割を占めている。

また、輸出量は2万3,884t(対前年比1.5%増)とな

表14 菓子の需給

種類	年次	国内生産A		輸入B		輸出C		A+B-C=D		(単位:数量・千t, 金額・億円)	
		1~12月	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量%
ベーカリー製品 〔焼菓子、ビスケット、米菓〕	9	993.8	12,051.0	37.4	160.7	13.8	102.1	1,017.4	12,109.6	3.7	
	10	977.5	11,865.0	38.2	158.8	14.9	109.0	1,000.8	11,914.8	3.8	
〔洋生菓子、スナック菓子等〕	11	961.9	11,752.0	38.8	141.7	15.1	107.0	985.6	11,786.7	3.9	
砂糖菓子 〔キャラメル、キャンデー類〕	9	858.4	10,019.0	16.1	70.2	6.7	51.9	867.8	10,037.3	1.9	
	10	844.6	9,862.0	11.5	57.9	7.1	55.0	849.0	9,864.9	1.4	
〔チューインガム、和生菓子等〕	11	823.8	9,600.0	10.9	58.8	7.0	56.1	827.7	9,602.7	1.3	
チョコレート菓子	9	189.5	2,864.0	17.4	159.7	1.0	9.5	205.9	3,014.2	8.5	
	10	190.5	2,843.0	15.7	153.6	1.5	15.9	204.7	2,980.7	7.7	
	11	200.6	2,988.0	16.2	142.0	1.8	19.1	215.0	3,110.9	7.5	
	9	2,041.7	24,934.0	70.9	390.6	21.5	163.5	2,091.1	25,161.1	3.4	
計	10	2,012.6	24,570.0	65.4	370.3	23.5	179.9	2,054.5	24,760.4	3.2	
	11	1,986.3	24,340.0	65.9	342.5	23.9	182.2	2,028.3	25,500.3	3.2	

り、輸出額は約180億円(同1.3%増)となった。菓子類の輸出量は生産量の1.2%とわずかなものである。

イ 中小零細企業の多い菓子製造業に対する施策としては、中小企業施策のほか、中小企業設備近代化資金貸付制度の対象業種に指定(47年度以降)しており、また、製造小売業については、生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度の対象業種に指定(43年度以降)している。

ウ 1986年国際ココア協定は1987年1月に発効し、我が国も87年7月に正式に加盟した。この協定は、価格安定を目的とした緩衝在庫制度及び補完措置を定めており、下落したカカオ豆価格を支えるため、25万tの緩衝在庫を保有している。

88年3月以降、安定価格帯の修正及び課徴金の未払問題等、生産国グループと消費国グループの意見が対立し、紛争状態となり、国際ココア協定の価格介入機能は停止状態となっていた。

90年3月の国際ココア理事会において、安定価格帯の修正、課徴金の未払問題、現協定の延長問題等についての検討がなされた。この結果、90年4月15日以降、カカオ豆の課徴金徴収を停止するとともに、現協定は、90年9月末で期限切れになるため、これを10月以降、経済条項抜きで2年延長することが決定され、その後、91年12月の理事会では、さらに93年9月までの延長が決定されている。

現協定に代る新たな協定作成のための国際ココア理事会が92年4月より93年7月まで5回にわたり開催された。新協定協議では、経済条項をめぐり生産国グループと消費国グループの間での意見調整がつかなかつたが、これまでの市場介入型の措置(緩衝在庫制度及び補完措置)を導入せず、生産管理計画及び消費振興による需給の均衡を確保する措置を採用した新協定

(93年ココア協定)が93年7月に国連ココア会議において採択され、我が国も95年1月に正式加盟した。

(5) あん類

11年度におけるあん類の生産品は原料として使用した豆類で13万7,790tと前年を上回った。

製品別の生産量は、生あん8万2,680t(前年比11.3%増)、ねりあん20万3,800t(同11.3%増)、乾燥あん2,060t(同10.8%増)、合計では28万8,540tで、前年を上回った。

(6) 豆類加工品

ア 豆腐・油揚げ

豆腐類の推定生産量は、平成2年以降気候要因等による変動はあるもののほぼ横ばい傾向で推移しており、11年は原料大豆処理量に換算して49万2千t(他に脱脂大豆利用1万1千t)と、前年比0.6%の減少となつた。

なお、豆腐製造業者数は年々減少しており、10年度末現在では16,345業者で前年より459業者の減少となっている。

イ 納豆

納豆の推定生産量は、平成7年以降増加傾向にあつたが、11年は原料大豆処理量に換算して12万7千tと、前年比0.8%の減少となった。

なお、製造業者数は10年度末現在で715業者となっている。

ウ 凍豆腐

11年の凍豆腐の推定生産量は原料大豆処理量に換算して2万9千tとなっており、製造業者数は11年末現在で7業者となっている。

エ 植物性たん白

11年における生産量は乾燥品換算で4万9千t、前年を9t下回った。

原料別の生産比率は大豆系80%, 小麦系20%で、形態別では粉末状54%, 繊維状・粒状・ペースト状の合計46%（いずれも乾燥品換算）となっており、出荷先はほとんどが食品加工業者である。

オ 豆乳

11年の豆乳の生産量は4万5千t、出荷量は4万5千t、大豆使用量は5,522tとなっており、主な製造業者は6社である。

カ 国産大豆利用の促進等

国産大豆の需要拡大、流通の安定化を図るため、生産者・実需者間において国産大豆に関わる種々の情報交換・検討を行うとともに、国産大豆を使用した高付加価値商品の開発・普及を支援する大豆系食品総合利用普及事業を実施する財團法人食品産業センターに助成し、大豆系食品製造業における国産大豆利用の促進等を行った。

キ 大豆の備蓄

大豆は我が国の国民生活に直結した食品の原材料であり、そのほとんどを輸入に依存していることもあって、国際的な需給変動、輸送事情の影響を受けやすい状況にある。このようなことから、大豆の国際需給の著しい変動、港湾スト等の不測の事態に備えるため、(社)大豆供給安定協会が自ら大豆を買い入れ、これを製油メーカーのサイロを利用して備蓄する体制をとっている。備蓄量は、7年9月末まで8万t（食品用大豆需要量の約1か月分）としていたが、最近は食品用大豆の利用業界でも数週間分の在庫を常時保有している状況から、7年10月より5万t（食品用大豆需要量の約20日分）に削減した。11年度は引き続き5万tの備蓄を実施し、これに対して国は備蓄の実施に必要な経費（金利、保管料等）として、5億8,510万円を同協会に補助した。

（大豆備蓄対策費補助金 5億8,510万円）

2 油 脂

（1）世界の油脂事情

1999／2000年度の世界の油糧種子の生産状況については、大豆の生産量は、アルゼンチンでわずかに増加するものの、最大の生産国である米国でやや減少したとみられるのをはじめ、ブラジルや中国でも減少するとみられることから、わずかに減少するとみられる。

一方、ナタネもカナダ、中国で作付が過去最高となり、EUでも作付期に価格が高騰したことからかなり増加し、生産量は世界全体でかなり増加したとみられる。

我が国では大豆油とナタネ油の生産量が、可食油生産量の88%程度を占め、しかもその原料である大豆と

ナタネの油糧種子は、そのほとんどを輸入に依存している。

その主な輸入相手国は、大豆では米国、ブラジルであり、ナタネにあっては、カナダ、豪州となっている。

（2）国内の油脂事情

ア 全体需給動向

食料需給表（平成10年度）によれば、我が国国民1人、1日当たりの供給熱量は2,570.2Kcalで、そのうち油脂類は370.0Kcal（14.4%）を占めている。

油脂の総需要はこれまで堅調な伸びを続けてきたが、最近では栄養的にも油脂の消費がかなりの水準になってきていることから油脂の需要は横ばいないし微増傾向にある。

なお、平成11年の油脂生産のうち動植物油脂の生産比率は16%対84%となっている。

イ 用途別需要等

食用（単体用、マーガリン・ショートニング用、マヨネーズ用等）は248万4千tで前年を3.2%上回っている。

この食用の国内消費（工場出荷ベース）については、Y2K仮需要の影響等により、家庭用、業務用、加工用それぞれの用途で需要が増加したことから、前年を上回った。

表15 油脂の供給（原油ベース・単位：千t）

項目	9年	10年	11年
植物油	2,434	2,397	2,454
動物油	503	460	453
計	2,937	2,858	2,907
前年比（%）	102.6	97.3	101.7
うち輸入	2,532	2,450	2,502
（うち輸入油脂）	(765)	(698)	(686)
うち国産原料	405	408	405

表16 食用加工油脂の生産（平成11年）（単位：千t）

	生産量	対前年比（%）
マーガリン	175	100.0
ファットスプレット	80	101.3
ショートニング	201	100.5
精製ラード	67	101.5
食用精製加工油脂	52	104.0
その他加工油脂	134	100.8
計	708	100.6

一方、非食用（主に工業用）は、43万6千tと前年を6.9%上回った。

輸出については、1万5千tと前年を下回った。これらのことから油脂の総需要は、293万5千tと前年を約2.6%上回った。

油脂の供給は、290万7千tと前年を1.7%上回った。

国産原料から生産される主要油脂は、牛脂、豚脂、魚

油、こめ油等に限られ、大部分が輸入原料に依存している。国内で生産される主要な油脂としては、ナタネ油、大豆油で国内で生産される油脂全体の72.1%を占めており、ナタネ油の生産量は90万6千t、大豆油は69万7千tとなっている。

食用加工油脂の生産量は、平成5年以降は連続して70万tを越えている。

3 新 食 品

新技術または新素材を用いて栄養機能、嗜好機能、生理活性機能等の機能または消費者に対する利便性等を付加して製造加工された食品に関する対策を実施している。平成11年度においては以下の事業を実施した。

新食品・素材市場適正化推進事業

消費者の健康志向等を背景に、食品産業において、新技術・素材を利用した新しい食品の開発が進められている。こうした食品の開発は、食品製造業以外の業種からも参入が多く、今後も増加が予想される。

一方、新食品・素材の利用は、近年著しく拡大しており、見慣れぬ素材名が消費者の目に触れる機会も増

大している。これら新しい素材は生理活性機能を有する反面、摂取しすぎると健康を損なうおそれもあり、消費に際しては正確な知識が必要となる。

しかしながら、現在、消費者に提供されている情報は、イメージ情報が先行したり、逆に専門的過ぎて内容が理解されにくい等問題点が多く、適正な利用を逸脱することが懸念されている。また、企業サイドにおいても、消費者に向けての正しい知識の普及に関するノウハウが不足しており、情報提供について具体的な対応を進めることが困難な状況にある。

このため、新食品・素材市場の健全な発展と消費者の正しい理解を促進するために、消費者への情報提供のあり方等について検討を行い、消費者に対しては、具体的な情報提供資料として、食物繊維の性質を分かりやすく解説した「よくわかるダイエクリーファイバー」の作成・配布、食品企業に対しては、仙台市及び岡山市において「食品新素材・新食品地方セミナー」を開催し、業種を越えた情報交流体制、協力体制を整備しながら、消費者への情報提供の必要性等についての啓発活動を行った。

